

西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会 概要

1. 日時

平成 18 年 4 月 26 日 (水) 15 : 30 ~ 17 : 30

2. 場所

上北山村振興センター 大集会室

3. プログラム

■開会の挨拶

■利用調整地区の指定に向けて 15 : 30 ~ 16 : 00

「利用調整地区の指定に向けて」長嶋俊介 (鹿児島大学多島圏研究センター教授)

「米国における利用規制と料金徴収の事例」鈴木渉 (環境省自然環境局自然環境計画課 専門官)

「利用調整地区制度について」事務局

～休憩 (5分程度)～

■グループディスカッション<西大台における利用調整地区のありかた> 16 : 10 ~ 17 : 30

■閉会の挨拶

4. 配布資料

資料 1 : 大台ヶ原-冷温帯超多雨林の再生と「利用」(長嶋教授) : 国立公園、No. 642 より

資料 2 : 米国における利用規制と料金徴収の事例

資料 3 : 利用調整地区制度について (第 1 回協議会資料 2)

資料 4 : グループディスカッションのための課題メモ

参考資料 1 : 西大台地区利用適正化計画 (素案) (第 2 回協議会資料 1)

参考資料 2 : グループディスカッションの進め方について

5. 出席者

<参加者>

グループ	所属	氏名	備考
グループ 1	大台ヶ原・大峰の自然を守る会会長	田村 義彦	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	村議会総合開発特別委員会委員長	更谷 武廣	
	上北山村漁業協同組合	金山 進英	
	吉野きたやま森林組合	山岸 元博	
		山室 潔*	上北山村河合

		中岡 一郎*	上北山村小椽
グループ2	元京都大学 講師	村上 興正	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	吉野きたやま森林組合	下吉 博之	
	大杉谷自然学校	森 正裕	
	パークボランティア	山本 勇三	
	吉野熊野観光開発	仲川 勝敏	
グループ3	奈良県立大学 教授	西田 正憲	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	上北山村観光協会長	更谷 昌美	
	吉野きたやま森林組合	富室 良城	
	北山いこら	鎌田 誠明	
グループ4	龍谷大学 講師	横田 岳人	グループディスカッション 司会進行、評価委員
	日本山岳会関西支部	斧田 一陽	
	吉野きたやま森林組合	福島 賢一	
	有限会社福島モーターズ	福島 徹也*	上北山村河合
	上北山商工会青年部	後岡 宏弥*	
	大台ヶ原ビジターセンター	仲村 純*	
グループ外参加者		中谷 守孝*	上北山村河合
		福山 泰博*	〃
		玉岡 純生*	〃

*は協議会メンバー以外の一般参加者

<関係行政機関（オブザーバー）>

所属	氏名
奈良県企画部観光交流局観光課	中西 康博 主任調整員
奈良県農林部森林保全課	白井 実 自然公園利用係長 阪口 博章 自然公園整備係長
三重県環境森林部自然環境室	宮本 正行 副室長
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
〃 〃	松島 克典 主事
〃 総務企画課	榊岡 貴之

<事務局>

所属	氏名
環境省自然環境局自然環境計画課	鈴木 涉 専門官

// 近畿地方環境事務所	小沢 晴司 統括自然保護企画官 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 //
// 吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官 木谷 昌史 アクティブ・レンジャー 田中 綾子 //
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役 宮前 保子 安場 浩一郎 小川 菜穂子 幡 建樹

6. 意見の概要

(1) 利用調整地区の必要性について

- ・利用調整地区の指定については、西大台の自然環境を保全していく上で意義がある、地区の指定が大台ヶ原の価値の向上につながる、などの肯定的な意見が主であった。
- ・ただし、利用者を減らすだけで自然破壊を予防できるのか、人の手によって自然を再生することができるのか、といった疑問もあった。
- ・また、利用調整地区の指定による利用者のマナーや意識の向上の重要性を指摘する意見も出された。

(2) 利用調整地区の区域について

- ・現在、登山者の立ち入りがある三津河落山を区域に含めるべきとの意見もあったが、区域については、原案が概ね了承された。

(3) 対象期間について

- ・対象期間については、原案が概ね了承された。

(4) 利用人数の上限の設定について

○人数等上限の決定方法について

- ・人数制限については、まず、国（環境省）が人数等に関する方針を打ち出すべきであるとの意見が多かった。
- ・原案について「平成17年の利用者数約5,000人を総量規制の上限とする」と解釈した人が多く、1年間のみ調査データを基準とすることに対して疑問が多く出された。当面は、年間の総量規制ではなく、1日あたりの人数規制から始めるべきであるといった意見が出され、利用者数については継続的な調査が必要であることなどが指摘された。

- ・その他、ピークカットだけでなく利用者の絶対数の削減が必要であるとの意見があった一方、ピークカットが重要であり、土日のみの規制でよいといった意見もあり、総量規制については意見が分かれた。
- ・その他には、人数制限によるツアー客等への影響についての配慮を求める意見や、ガイドの体制によっても受け入れ可能な人数等が変わるため、ガイド制度と合わせて検討するべきといった意見も出された。

○1日あたりの人数の上限について

- ・1日あたり100人が妥当とする意見もあったが、具体的な人数に関する意見は少なかった。

○1団体あたり的人数の上限について

- ・概ね10人前後（7～15人）の少人数が望ましいとする意見が主であったが、ガイド付であれば人数の上限は必要無いといった意見もあった。

○その他

- ・入口ごとに人数枠を設定して利用ルート分散を図ることや、時間帯ごとに人数を決めて利用者を分散させることについての提案が出された。
- ・また、地域への宿泊者に優先権を与えることや、団体客に対する規制の必要性について意見が出された。

（5）利用方法に関する規定について

○事前レクチャーについて

- ・事前レクチャーは必須とするべきであるとの意見があり、その他には意見が無かった。

○ガイド制度について

- ・ガイドの同行については、必須とするべきであるとの意見がある一方、必ずしも必須ではないとの意見もあり、ガイド同行の必須化については意見が分かれた。
- ・一方で、現在の地域の体制では、現実的にガイドの必須化には対応できないとの意見もあり、そのため、資格認定のある職業的なガイドの育成の必要性についての意見が多く出された。
- ・その他には、利用の質を向上するためにもガイド制度は重要であるといった意見があった。

○その他

- ・ツアー添乗員の質を向上するための講座についての提案や、ペット連れの利用などのマナー問題や多様な利用形態に対する対応の必要性などについて意見が出された。

（6）管理運営体制について

○認定事務について

- ・国（環境省）が認定事務のあり方について指針を示すべきであるといった意見や、運営のためには認定手数料以外の収入が必要であるなどの意見が出された。

- ・また、事務手数料を払ってでも利用したくなるような状態に自然を保つ努力が必要であるといった意見や、利用者層の拡大を目指した割引制度の導入などの提案もあった。

○巡視等について

- ・取り締まりの重要性についての意見や、環境省だけでなくガイドや地域にも取り締まりの権限が必要であるといった意見が出された。
- ・また、違反に対する罰則の必要性や、多様な利用ルートなどへの対応の必要性が指摘された。

○管理体制・予算

- ・地域で管理運営を担っていくためには、予算措置が必要であるという意見が多く出された。また、現状のビジターセンターの体制では、管理運営は困難であるなどの意見もあった。

(7) その他

○調整事項

- ・利用調整地区の指定に向けた情報管理や情報の共有について、留意する必要があることなどが指摘された。

○インフラ整備

- ・管理運営のためのインフラ整備や、歩道や広場等の整備の必要性についての意見が出された。

○近年の利用動向

- ・昨年、一昨年は大杉谷の通行止めの影響等によって大台ヶ原の利用者数が減少したことや、大台ヶ原周辺の利用者数が、近年減少傾向にある点などが指摘された。

○施設の経営状況

- ・利用調整地区の導入によって宿泊施設等の経営に影響が出る点などが指摘された。

○今後の利用のあり方について

- ・リピーターの確保や、季節ごとの魅力付け、環境教育や体験メニューなどの新たなプログラム等の重要性について意見が出された。

○情報発信や普及啓発について

- ・大台ヶ原の自然・文化に対する理解を高めていくことや、利用調整に関する情報発信が重要である点などについて指摘があった。

○その他

- ・東大台およびシカ対策の必要性についての意見などが出された。

7. 各グループにおける参加者の意見

(1) グループ1

1. 利用調整地区の必要性について		2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		5. 利用方法に関する規定について		6. 管理運営体制について			7. その他	
○自然に対する負荷の軽減予防	○価値の向上			○人数等上限の決定方法について	○1団体あたりの人数の上限について	○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○認定事務について	○巡視等について	○管理体制・予算	○調整事項	○インフラ整備
西大台の利用調整は未然に防ぐ措置。そのことで人が感動する今の西大台の価値が上昇。	上高地では通年規制によって土産物売上げ、入山者が増加。			国がまず人数を決めるべき。試行錯誤によって修正していけばよい。			ボランティアでガイドを行うのは困難。きちんとした認定制度が不可欠。	利用者層の拡大を目指して、認定証の割引制を考えるべき。村としては多様な人が来て欲しい。利用者層が増えることが良い。	村人が委託を受けて監視強化をするべく、権限を与えることが重要。ドライブウェイからの進入防止になる。	まずは管理体制の予算がどの程度あるかが大切。	ビジターセンターの今後の管理体制は？	通信手段などのインフラ整備が不可欠。
大台ヶ原は西と東の2つの顔を持っている。東の失敗を反省すべき。	規制は希少価値を増大するきっかけとなる。プレミアムが付く。			自然が大切なら立ち入り禁止がベスト。村に意見を聞いても答えがでることはない。			公認の有料ガイドが望ましい。村の方々が資格を取得すればよい。	認定事務については環境省が技術的検討を行うべき。		地元で引き受けるのであれば、まずは予算措置の約束をしてから。	利用調整地区設定のスケジュールは？	監視体制のためのインフラ整備も必要。
人がつぶした自然は人の手によって再生可能か。→東大台の再生は？	西大台の利用調整地区設定の意味はプレミアムがつくこと			環境省はもっと主体的に自信を持って決めるべき			ガイドの育成をどうするか、職として成立するかが課題。アルバイトでしかないのは課題。公認にすることによって一定の収入も確保可能。	国がまず認定事務のありかたについて決めるべき。		地元へ負担を与えるような事業では成り立たない。	方針が決定するまでの情報公開について、風評被害で利用者が減少するなど地元は不安感を持っている。	
				まず方針を出してから村と調整すればよい			プロのガイドは有料であるべき。			管理経費の補填が必要。手数料だけで事務体制ができるとは思わない。	情報管理・情報共有が重要。	
							プロのガイド養成システムをつくりだすのが今後の調整事項。			維持管理予算の確保が前提で、体制が構築できる。		

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

(2) グループ2

1. 利用調整地区の必要性について		2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		
○自然に対する負荷の軽減予防	○利用マナーの改善効果			○人数等上限の決定方法について	○1日あたりの人数の上限について	○1団体あたり的人数の上限について
自然の予防策は人を減らすだけでよいのか→持続的に利用するためにはこれ以上の自然の損傷は避けるべき。	山に入るのは非日常。その心構えが大切。			1日当たりの人数制限と総量制限の両方が考えられるが、どちらがよいのか。近年の利用動向をみると、昨年の実績である5,000人を上限とするのは少なすぎる。		ガイドを行っているが、その際の上限は10人～15人。
東大台は東海自然歩道と同じ。行くなら西大台が魅力的。山の高原が魅力というのはみんなが知っている。	輩的登山者（ゴミを捨てるなど）は規制すべき。			平成17年利用者数の約5,000人はインパクトとして大きいのだろうか。利用状況を分析して上限を決めるのは難しいので、一定の数を上限と決めることに意味がある		ツアーは15人が最小随行人数。10人にすると5人だけがグループに入らないことになる。15人にガイドを2人つけると採算が取れない。
林床の問題が起きているのは人のせい、鹿のせい→西大台はシカの密度は高くない。シカの影響は低いと考えられる。	貴重な自然にふれるには、規制は当然という気持ちが大切。			ピークはもちろんのこと、絶対数も抑えないと自然環境への影響は防止できない		ツアーでも30～40人になると歩くだけになる。そうしたツアーは東大台を利用すればよい。
各地の山では山麓から自然がつぶれていく。人が多くなると自然の損傷は大きい。予防的措置は必要。	大台だけでなく自然に触れる時には、気持ちの持ち方が大切。			一日の上限を決めて、8月頃に総量の5,000人に達した場合、実際上、秋の利用を抑制することは困難。		西大台のルートを考えてみるとわかりやすく解説するには10人が適当。多くても15人まで。
	地域にとって、利用調整がプラスかマイナスかは重要な問題。短期的には利用者がマイナスになっても長期的にはプラスになると思われる。			総量規制は当初からは困難なので、1日当たりの利用人数の上限を決めることから始めるべき。		野鳥の観察では5人1グループで、識別できる人が一人付き、5グループが最大。1グループは10人が限界。15人では声を識別できない。
	少人数のグループは多少費用がかかっても西大台で楽しめる。人数が多ければ東大台に行けばよい。大台の利用には2つのタイプがあるといえる。			昨年のデータのみで年間総量を決定することには問題がある。継続的に調査を進めるべきであるが、当面は一日の上限を決めて利用調整を行うべき。		ガイドをつければ上限は必要ないのでは。
						ボランティアガイドの際には1グループ30人のこともあるが、十分に解説が伝わらない
						ガイド料金の額で一団体の人数も決まってくる
						1団体あたり的人数の上限について団体の数は10人が妥当

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

5. 利用方法に関する規定について			6. 管理運営体制について		7. その他		
○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他	○認定事務について	○巡視等について	○近年の利用動向	○施設の経営状況	○今後の利用のあり方
事前レクチャーは必須とすべき。	ガイドがコースを適切に案内することが持続的な利用につながる	ガイドの育成のためにツアー添乗員向けの講座を開催して、ガイドの質を高める必要がある。講座の受講料も認定事務費とすればよい。	認定料の上限が 1,000 円では民間経営は困難。人件費などを考えると認定料だけで管理運営をすることは困難。公共であれば可能。		昨年、1 昨年は大台の利用者数が少ない。理由としては大杉谷の通行止めと名古屋の地球博の開催が影響していると考えられる。例年の西大台の利用者は 5,000 人以上と思われる。	団体が利用しなければ宿泊施設は経営が困難。利用者の制限が加わると運営が難しい。	利用が土日に集中する傾向は変化しないのではないかと→一人で大台に行くなら平日に行きたい。平日の利用者が各地で増加しているの、利用傾向が変わることも想定できる。
	コースの特色づけ・ルートの設定などがガイドによって可能となる		NPO などで管理運営をするのであれば、認定料の他に入山料も別途徴収すべき。駐車場利用料金として聴取してもよい。		大台と大杉谷はつながっているの、大杉谷の通行止めの影響が大台ヶ原全体の利用者数の減少にもつながっている。	物販施設は年間 5～6 人の雇用を生み出している。販売額は年間 5,000 万円程度である。	修学院離宮のように申し込み制で利用制限をしている場合でも、何ヶ月も待ってでも利用したい層は確実に増えている。
	大杉谷は危険なのでガイド付きが望ましいが、西大台はガイドなしでも安全。		公共が徴収する料金として 1,000 円は高額。民間であれば利用者が納得できる額。		大杉谷は関東で人気があるが、昨年、一昨年は通行止めの影響で大台荘宿泊予定者から 20 団体は減少している。		これからはリピーターを如何に確保するかが重要。京都は観光客が増加しているが、リピーターは 70%というデータもある。
	利用を規制するのであればガイド付きが本来の姿		認定料の上限を上げるためには法改正も必要。		桃の木小屋の宿泊者もピークの頃は年間 12,000 人程度であったが、6 年前の時点で 6,800 人に減っている。		大台は季節による魅力づけができる。また、ルートの設定によっても魅力づけが可能。
	災害救助もできる本格的な山岳ガイドという職業をつくりだすべき。				熊野古道も世界遺産指定ブームが去って、昨年は観光客が減少している。		
	ガイドの同行を必須とすると地元では対応できない。「望ましい」ところから運用すべき。						
	一人でも家族でもグループでも原則はガイド同行を条件とすべき。						

※網掛けは、各項目についてのグループの結論

(3) グループ3

1. 利用調整地区の必要性について	2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について		
			○人数等上限の決定方法について	○1団体あたりの人数の上限について	○その他
大台の自然環境を守ることが重要であり、利用調整地区の指定については賛成である。	三津河落山にも、現在たくさんの登山者が入っているので、区域に含めるべきではないか。		5月、10月、11月のピークの入山者数を基準として、人数の上限を決めてはどうか。	実際にガイドをしている立場からいうと、無理なく声が聞こえる1グループ7名程度が望ましい。	同じ100人でも、1ヶ所から100が入るのではなく、2つの入口から、50人ずつ入るのであれば、自然環境への影響は緩和される。入口ごとの人数の枠を設けることも考える必要がある。
	三津河落山を含めるとドライブウェイも区域に入ってしまうことや、現実的に監視がしにくいこと、環境省の所管地で取組をはじめたいなどの理由から、この区域に設定することになった。		人数の上限によっては、ツアーなどで大台に来たのに入山できない人も出てくるのではないかと。ある程度幅を持たせた人数にする必要がある。		例えば、小処から入る人については、山頂から入る人数とは別枠の人数を設けるなどの工夫が考えられる。
			旅行会社に利用調整地区の主旨をよく理解してもらい、大台に来たのに入山できない人が出ないようにする必要がある。		少数ではあるが、木和田から山頂に登ってくる人もいる。こうしたルートについても別枠の利用人数を設けてはどうか。
			村の体育協会の「歩こう会」で色々な所を歩いているが、上限によっては、みんなで西大台を歩けないようなこともあるのではないかと。		木和田から大台へ登るルートは、自然景観的にも素晴らしいルートである。
			ある程度の幅を持たせて、1グループ10人として、1日10グループ、計100人とするのが妥当ではないかと。		昔、村では、小学校の行事で木和田から大台山頂まで歩いて登った。今はこうした行事も無く、木和田から登る人も少ないが、人数枠を設けることで、こうした素晴らしい登山道の復活につながるのではないかと。
			ガイドの人数によっても、1日にまかなえる人数が変わってくるので、ガイド制度と合わせて考える必要がある。		ある時間帯に利用が集中することで、自然環境への影響が大きくなる。時間帯ごとに人数枠を設けて分散させることも必要である。
					特に食事の時間帯に利用者が集中することで、利用者が溜まって影響が大きくなるので、時間帯ごとの分散は重要である。
					地域に宿泊した人が優先的に認定を受けられるような枠を作れば、地域振興にも役立つ。

5. 利用方法に関する規定について			6. 管理運営体制について			7. その他		
○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他	○認定事務について	○巡視等について	○管理体制・予算	○調整事項	○インフラ整備	○今後の利用のあり方
	森林組合としてもガイド制度には関心がある。先行してガイドに取り組んでいる「北山いこら」とタイアップしながら、お手伝いしていきたいと考えている。		管理事務については、地域の団体に任せるのがよいと思う。	環境省だけで、広い区域を取り締まるのは不可能であり、ガイドにも取り締まりの権限を与えることが必要だ。			利用調整地区の中に、緊急用のショートカットルートを新設して欲しい。	森林組合では、環境教育にも大きな関心を持っている。これからの時代、組合としても、こうした課題に取り組んでいく必要があると考えている。
	現在、「北山いこら」には9名のガイドがいるが、実際に動けるメンバーは2、3人である。ガイド同行が義務付けられると、現状の体制では、対応しきれない。			取り締まりのためには、地区全体を柵で囲う必要があるのではないか。シカの害を防ぐためにも、柵で囲うことが有効だと思う。			区域の主旨として、積極的に歩道等を整備していく場ではないので、ルートの新設は難しい。	利用調整地区の中でも、環境プログラムの実施は可能だろうか？
	「いこら」では、東大台のガイドで1グループあたり1万3千円～、西大台で1万8千円～で、1グループ20人を上限として実施している。			こうした地区を設定する以上、環境省には、しっかりと取り締まりをしてもらいたい。			利用調整地区の地図の中で、点線で示されたルートは、使用してもよいのか？	人数の上限の枠内であれば、環境教育の実施も可能であろう。ただし、一時に学校全体を受け入れるのは難しい。分散して実施するなどの可能性はあると思う。
	「いこら」では、特に宣伝等しておらず、役場を通じてガイドの依頼を受けている。						点線のルートも登山道として位置付けられているので、使用できる。	
							歩道外への踏み込みは、団体客が昼食をとる際などに起こることが多いので、食事や休憩ができる広場を整備する必要がある。	

(4) グループ4

1. 利用調整地区の必要性について	2. 利用調整地区の区域について	3. 対象期間について	4. 利用人数の上限の設定について				5. 利用方法に関する規定について		
			○人数等上限の決定方法について	○1日あたりの人数の上限について	○1団体あたりの人数の上限について	○その他	○事前レクチャーなどについて	○ガイド制度について	○その他
			人数設定の際には、すれ違いの頻度、他グループの声の届き具合等にも配慮すべき。			昨夏訪れた若杉原生林(岡山県西栗倉村)では、バスが20数台も押し寄せて大変な混みようだった。あまりの混雑に山に入らずに帰った。		適正人数としては、1グループ6~7人が限度ではないか。	バイクや自転車での来訪者も、利用調整の対象になるのか?
			土日祝のみを規制の対象にしてはどうか?ピークカットが重要であって、平日の利用が規制によって妨げられる(面倒な手続き必要)のは良くない。			芦生原生林では、地元の方々が小型バス(28名)でのツアーを催行している。		ガイドの同行によって、マナーの向上などの効果は期待できる	→来訪手段に関わらず、利用調整地区に入る方は全期待できる (環)
						こうした他地区の事例を見ても、やはり団体客の規制は必要である。		地元でも「北山いこら」等のガイドは育ちつつあるが、今後の体制づくりが課題。	大台にはペット連れで入山する来訪者がいるが、ペット連れがなぜいけないのか、その理由を理解できていない。普及啓発が必要ではないか。
								来訪者のレベルに応じたガイドを検討すべき。	→普及啓発は重要と考えている。また、例えば利用調整地区へ入る条件として「ペット連れの入山は認めない」という項目を添えることも可能である。(環)
								ガイドなしでも入山できるような仕組みにしておくべき。	芦生原生林では、楽器を持ち込む人もいるなど、自然の中でも様々な利用形態がある。単に利用者の数だけでなく、利用形態についても配慮すべき。

6. 管理運営体制について			7. その他		
○認定事務について	○巡視等について	○その他	○今後の利用のあり方	○情報発信や普及啓発について	○その他
認定事務手数料(1,000円)を支払ってでも入りたくなるような自然の状態に保つ努力が必要。	区域へのアクセスには様々なルートが想定できる。例えば、駐車場から入って経ヶ峰に抜けてバスで帰るパターンなどがある。個々のケースにどのように対応するのか?	現在のビジターセンターの体制では運営は難しい。	入場規制を行っている京都の寺社などをみても、規制することで希少性が増しており、結果的に文化財保護にも役立っている。	大台ヶ原には、様々なタイプの来訪者があり、山に関して「素人」な方々、レジャー感覚、ピクニック気分で来訪する方々もいる。	日本で他にこのような規制を行っている事例はないのか?
	周回線歩道以外のルートも考えるべき。	→指定認定機関については、今後も協議を重ねて体制を検討していきたいと考えている。		大台ヶ原の自然・文化についての理解、大台ヶ原はこういう山であるという共通の認識ができていない。	→環境省が、自然公園法に基づいて適応するのは西大台が全国で始めての事例である。他の土地所有者が独自に実施している事例はある。(環)
	→区域の外側に柵をめぐらす訳にもいかないので、完全にシャットアウトすることは難しい。ある程度は普及啓発によって、来訪者の意識を変えていくことで補っていきたいと考えている。(環)			利用調整について知らずに山上まで来た方々に、十分に納得していただけの説明が出来るかどうか。十分な説明が出来なければ、大台ヶ原に対して「不親切なところ」という悪いイメージを持ってしまふのではないかと。	西大台での利用調整も重要だが、東大台がなぜ今のようになってしまったかを考えて欲しい。シカ対策が重要と考えている。シカによる害は弥山にまで広がっている。人の規制も良いが、シカの規制も行って欲しい。
	山上駐車場にやってくるバスをどうやって規制するのか?			利用調整の導入によって、ピクニック気分の来訪者にも大台の自然のすばらしさを知っていただくきっかけになるのではないかと。	→大台ヶ原のシカ対策については、別途委員会を設けて議論を進めている。本日の議題では無いので割愛させていただく。(環)
	→旅行社、バス事業者などには事前に説明を行い、ご理解頂くことで対応したい。(環)			大台ヶ原は「地域の宝」であり、持続的に利用していくことを目標に利用調整を行っていることを発信していくことが重要。	
	盗掘などの悪質な場合には、罰すべき。			地元のガイドに案内してもらうことによって、さらなる普及啓発の効果が期待できる。	
	法律上の罰則規定はあるのか?			自然観察だけでなく、体験メニューなど様々なプログラムが必要。	
	→法の上では、最高6ヶ月の懲役という規定もある。もちろん積極的に適応したいわけではなく、逆に罰則規定があることで「規則を守らねばならない」という意識をもってもらえればと考えている。(環)				